

諮 問 書

佐市市生第 596 号

令和 2 年 6 月 29 日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀 島 敏 行



佐賀市個人情報保護条例第8条第1項第5号の規定に基づき、目的外利用の可否について、
下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問内容

都市計画に関する政策立案のための分析及び開発許可制度の在り方の検証における
住民の個人情報の目的外利用について

2 利用課

建設部 都市政策課 及び 建設部 建築指導課

3 目的外利用を行う個人情報の内容

佐賀市民全員の個人情報（住基情報）でその内容は次の通りとする。

- (1) 住所（前住所、前々住所を含む）
- (2) 年齢（生年月日を含む）
- (3) 性別
- (4) 世帯番号
- (5) 小学校コード

なお、当該データの時点は次の通りとする。（要確認）

- ① 平成22年10月1日（平成22年国勢調査実施年月日と同期日）
- ② 平成27年10月1日（平成27年国勢調査実施年月日と同期日）
- ③ 令和2年4月1日（時間経過による人口及び世帯の推移を把握するための基準日）
（以降半年経過の都度）

4 目的外利用の目的

人口分布は、あらゆる計画の基礎となる資料であり、具体性を持った計画策定を行うためには、精度の高い詳細な人口分布図が必要となる。

従来の、住基情報を利用しない方法で人口分布図を作成しようとする、佐賀市の統計情報としての最小単位は大字町丁目単位であるため、ある程度広い範囲での集計となることから、精度の低いものしか作れないという問題がある。

このため、情報課が整備している、住所とその位置を示す座標を結びつけるデータ（住所辞書）を使い、佐賀市民の情報（住所・年齢・性別など）を、住所をキーとして地理情報システム（GIS）上に表示することで、精度の高い人口分布図を効率的に作成したい。

5 目的外利用を行う個人情報が必要とする背景

近年、少子高齢化の進展による人口減少社会において、市街地の低密度化の進行に伴い、日常生活に必要な都市機能（医療、福祉、商業等）の喪失や地方財政状況の悪化等が懸念される中、持続可能な都市経営を行うためのまちづくりが強く求められている。このため、以下の様な、まちづくりの方針や計画策定等に資する都市構造の客観的かつ定量的な分析を行い、まちの現状の評価及び課題の抽出を行う必要がある。

（1）都市計画に関する政策立案のための分析

住基情報の目的外利用により構築されたポイントデータ及び人口分布図を用いて、都市全体、地区別の人口分布、高齢化等の推移や地区間の人口移動など、人口の現状を把握し、将来の見通しについて分析を行う。

分析については、例えば公共施設や小学校、鉄道駅、バス停、生活利便施設等（商業施設、医療施設、福祉施設等）から任意の距離での人口等を集計し、公共施設のあり方の検討や生活利便性の判定等を行う。

また、防災の観点から急傾斜地崩壊危険箇所及び浸水想定区域に居住している人口等を集計し、居住を誘導する区域等の判定を行う。特に、浸水想定区域については都市的土地利用が進んでおり人命を守るための警戒避難体制を適切に確保する必要がある。

そうすることで、これまで都市計画の中で明確には位置づけられてこなかった居住機能や都市機能の立地、公共交通等の利便性、行政経営等の事項と重ね合わせて、現況の分析や将来見通しの把握を行う。

（2）開発許可制度の在り方の検証

住基情報の目的外利用により構築されたポイントデータを用い、開発許可を受けた任意の開発区域内における人口、世帯数、世帯人員数、世帯類型、移動状況等を把握し、開発許可制度の在り方を検証する。

(補足)

本申請は、平成29年4月17日の審査会にて「佐賀市における公共施設の適正化に関する調査・分析業務及び空き家対策事業における住民の個人情報の目的外利用について」の諮問を行い、その答申を得て、総務部財産活用課、建設部建築指導課が作成したデータを更新し、改めて都市計画の政策立案を行う分析及び開発許可制度の在り方の検証のために利用することについて諮るものである。

6 目的外利用を行う個人情報に関する取り扱いと活用方法

(1) 個人情報の取扱い方法

市民生活課が保有している「住基情報」のうち住所（前住所、前々住所含む）、年齢（生年月日）、性別を各時点で抽出し、地理情報システム上に取り込み、住所辞書を用いて年齢、性別を属性値として持つポイントデータを作成する。

（人口分布図の作成）

- ① 住基情報から作成したポイントデータを、100m四方の図画割り（100mメッシュ）ごとに年齢別、男女の別で集計する。
- ② 集計結果を人口分布図（100mメッシュ）として図化。【人口別、世帯別、三区分別（年少人口・生産年齢人口・老年人口）等】
- ③ 集計結果を用いて将来人口を推計し、人口分布図等を作成する。
- ④ 時間経過による人口及び世帯の推移を把握するため、令和2年4月1日以降も半年経過のたびに住民基本台帳を基礎とした人口分布図、世帯分布図を作成する。

(2) 成果情報の活用について

都市政策課及び建築指導課において、個人情報 that 特定できない範囲で情報の共有を行う。なお、当該情報の最終成果物である各時点でのポイントデータは、都市政策課内の個別地理情報システムに保管する。

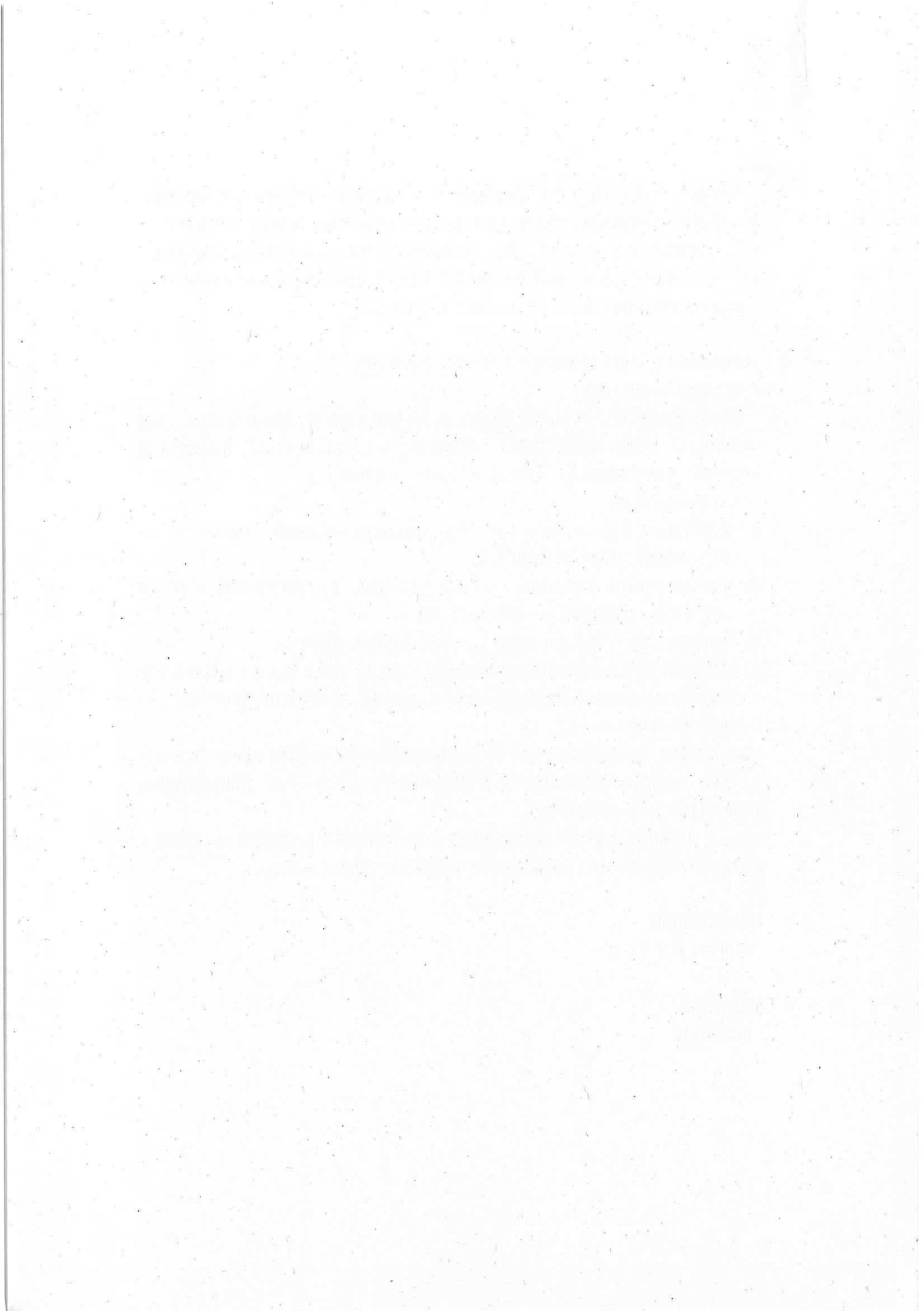
また、人口分布図については、個人情報を含まない統計資料として統合型GISに搭載する等佐賀市の各分野における政策立案の参考資料として活用していく。

7 目的外利用期間

令和2年7月30日～

8 情報所管課

市民生活課

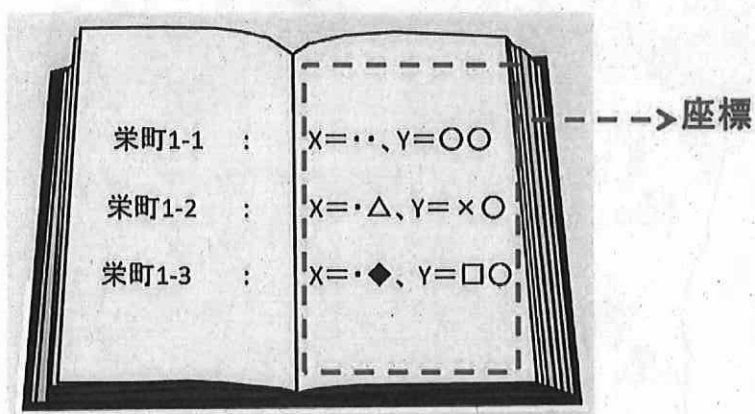


住民基本台帳
(住基データ)

住所	年齢	性別
佐賀市栄町1-1	38	男
佐賀市栄町1-1	35	女
佐賀市栄町1-1	4	男
佐賀市栄町1-2	81	女
佐賀市栄町1-3	58	男
佐賀市栄町1-3	52	女

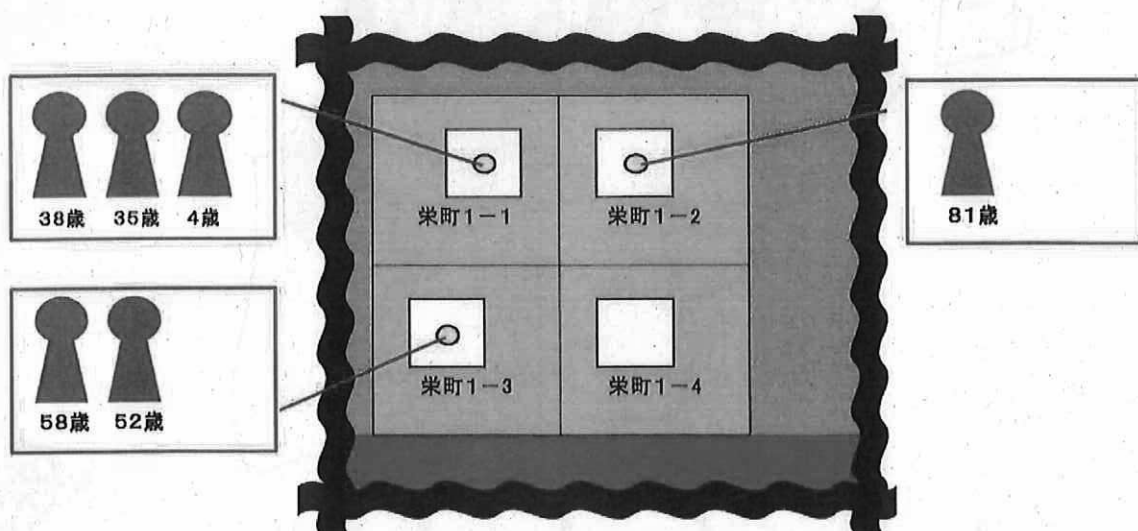


住所辞書

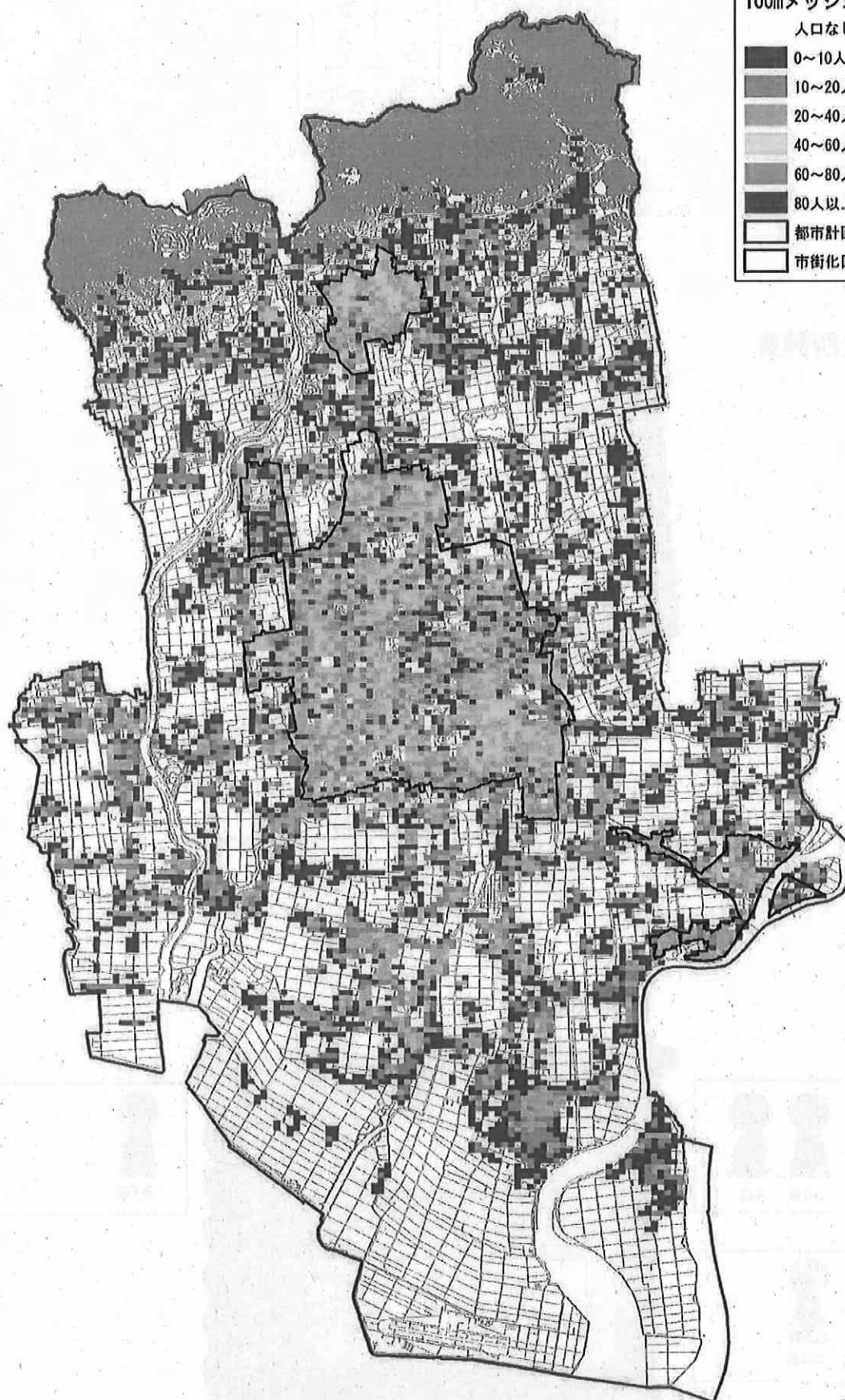


アドレスマッチング

地形図等



100mメッシュ人口 (2050年)



0 2 4 6 8 10 km

